

《平成29年度 監査委員事務局 組織目標の達成状況》

◆目標管理者

事務局長 川崎 廣明

1. 現状認識 (重点目標の背景となる現状・社会の動向・現場の課題など)	2. 重点目標	3. 目標達成のための取組と成果目標	4. 課題解決に向けた平成29年度の具体的な取組 【年度末実績】
<p>総務省「地方自治法抜本改正についての考え方」(平成23年1月26日)において、監査制度・財務会計制度の見直し方針が示されています。この背景としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年次からの会計検査院の検査等により、検査対象となった地方公共団体において不適正な経理処理が判明するとともに、一部の地方公共団体においては不適正な決算が調製され、監査委員の審査も不十分であったため、財政状況等について正確な情報が住民に開示されませんでした。このことについては、 ⇒監査委員制度、外部監査制度からなる監査制度が有効に機能していない。 ⇒予算単年度主義、執行の硬直性、国庫補助制度等、現行の財務会計制度にも原因がある。 <p>と指摘されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状は、厳しい財政状況を正確かつ簡明に公開し、住民の理解を得て財政運営を行う要請が高まっています。 	<p>① 公正で合理的かつ能率的な市行政運営確保のため、違法、不正の指摘はもとより、経済性・効率性・有効性に重点を置いた監査等を実施する必要があります。</p>	<p>【取組】 財務事務、事業管理の適正かつ合理的、効率的な実施状況について、定期監査を行います。</p> <p>① 【成果目標】 全部局27所属を対象として監査を実施します。</p> <p>【取組】 補助金等交付団体等について、出納その他の事務の適切かつ効率的な執行について、財政援助団体等監査を行います。</p> <p>② 【成果目標】 2団体・施設を対象として監査を実施します。</p> <p>【取組】 会計管理者や企業管理者の保管する現金の高および出納関係諸表等の計数の正確性の検証等について、例月出納検査を行います。</p> <p>③ 【成果目標】 毎月25日に現金出納事務の適正な執行について、検査を実施します。</p> <p>【取組】 計数の確認、予算執行・事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、決算・基金の運用状況・健全化判断比率審査を実施します。</p> <p>④ 【成果目標】 市長から付された決算審査等について、意見を市長に提出します。</p> <p>【取組】 工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ合理的、効率的に実施されているかを主眼に工事監査を実施します。</p> <p>⑤ 【成果目標】 工事1件を対象として監査を実施します。</p>	<p>○定期監査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って監査を実施しました。</p> <p>① 【成果目標実績】 全部局28所属を対象に監査を実施し、監査の結果、改善、検討を要する事項については意見・指摘事項を付し通知しました。また、より迅速な改善を促すため、監査結果を踏まえた措置状況の報告を年1回から年4回に追加して公表しました。</p> <p>○財政援助団体等に対する監査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って監査を実施しました。</p> <p>② 【成果目標実績】 公の施設の指定管理者について1団体・施設、補助金について1団体を対象として監査を実施し、監査の結果、改善、検討を要する事項については意見・指摘事項を付し通知しました。</p> <p>○例月出納検査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って審査を実施しました。</p> <p>③ 【成果目標実績】 毎月25日を基本に年間12回の検査を実施し、是正すべき事項について指摘事項を付し通知しました。</p> <p>○決算審査・財政(経営)健全化審査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って審査を実施しました。</p> <p>④ 【成果目標実績】 決算審査、基金の運用状況審査および健全化判断比率等審査を実施し、市長に審査意見書を提出しました。</p> <p>○工事監査 【取組実績】 当初計画・目的に沿って監査を実施しました。</p> <p>⑤ 【成果目標実績】 1件の工事監査を実施し、監査の結果、改善、検討を要する事項については意見を付し通知しました。</p>
<p>第29次地方制度調査会答申から監査機能の充実・強化を図る方策の検討がさまざまな形で行われ、直近の第31次地方制度調査会答申では、長による内部統制体制の整備・運用と監査委員によるチェックのもと、①監査の実効性確保のあり方、②監査の独立性・専門性のあり方、③監査への適正な資源配分のあり方、などについて必要な見直しを行うべきとされました。</p> <p>これらは、地方公共団体全体の資源に限られる中で、監査機能を高めるために検討されたものです。</p>	<p>② 第31次地方制度調査会の答申を受けて、平成29年3月10日に、①監査基準の策定と公表の義務化、②勧告制度の創設、③議選監査委員の選任の義務付けの緩和、④監査専門委員の創設、⑤条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和等、監査制度の充実・強化を内容とする地方自治法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことなど、国の動向等を注視し改正内容に対応します。</p>	<p>【取組】 地方自治法等の一部を改正される法律案や関連する総務省令等の動向についての情報収集に努めます。</p> <p>⑥ 【成果目標】 必要な改正手続き等を実施します。</p>	<p>【取組実績】 監査制度の充実・強化を目的に地方自治法の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、平成30年4月から一部施行されました。</p> <p>⑥ 【成果目標実績】 今回の地方自治法の一部改正のうち、平成30年4月1日から、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされたことから、担当課が関係部署等と協議を実施するための情報提供を行いました。</p>